

27 高財政第 14 号
平成 27 年 4 月 13 日

各 部 局 長
教 育 長
議会・各委事務局長 様
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

副 知 事

平成 27 年度予算の執行方針について（通知）

本年度は、さらなる県勢浮揚に向け、産業振興計画や南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化、日本一の健康長寿県構想の推進など 5 つの基本政策や中山間対策、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大をはじめとする課題解決先進県を目指した取り組みをさらに強力に推進するため、これまで取り組んできたことを土台に、積み上げてきた施策を組み合わせ、さらに高い次元の仕事にチャレンジするなど、より力強い施策を展開するための予算を構築しました。

また、本年 3 月には、県政の大きな課題となっている、人口減少による負のスパイラルを克服していくための大きな見取り図となる「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度版）」（以下「総合戦略」という。）を策定しました。

この総合戦略のもと、負のスパイラルから脱却し、持続的な好循環へと転回していくため、総合戦略の全体像の中で、自分達はどこにいるのか、それぞれの部局として何をすべきかを意識し、施策間の連携を積極的に図りながら、PDCA サイクルはもとより総力を挙げて取り組む姿勢を徹底してください。

一方、財政運営の面では、中長期にわたる安定的な財政運営を目指すため、歳出の効率化や臨時財政対策債を除く県債残高を減少させるなど、財政健全化への取り組みを着実に進め、後年度負担の軽減と将来への一定の備えの確保を図りましたが、依存財源が歳入の多くを占めるなど、脆弱な財政基盤にある本県の財政状況は、地方交付税制度をはじめ国の制度改正の動向に大きな影響を受けることなどから、決して楽観できない状況であります。

こうした環境の中、厳しい選別を経て予算に計上された事業については、その効果を最大限に発揮していかなければなりません。そのために、第一に、課題に対してひるまずに真正面から立ち向かうこと、第二に、成果を大いに意識して仕事を進め、一つ一つ確実に成果を出していくこと、第三に、市町村政との連携・協調を深め、官民協働を徹底すること、第四に、全国区の視点を持って、常に進化し続ける意識で仕事を進めること、第五に、コンプライアンスを徹底し、公平・公正な予算の執行を心掛けること、などを引き続き徹底してください。

そして、県の予算の財源が県民の皆様の貴重な税金で賄われていることを改めて認識し、予算をただ漫然と執行するのではなく、個別の事業の執行段階においても、その必要性、妥当性、事業の効果等を見極め、関連する法令や下記の方針を遵守し、予算の計画的かつ効果的な執行に努めてください。

記

1 予算の計画的・効果的な執行

(1) 第2期産業振興計画の強力な推進とさらなる加速化

経済活性化のトータルプランである産業振興計画を、27年度末の目標達成はもとより、さらに高い次元の新しいステージに向けて全力で取り組み、真の県勢浮揚につなげていくためには、産業成長戦略の実行や地域アクションプランに基づく事業の支援など、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、スピード感をもって取り組む必要があることから、以下の点に留意すること。

ア 県内における市町村や関係団体に加え、県外の団体との連携に努め、取り組みの効果が最大限に発揮できるよう努めること。

イ 民間や地域住民など取り組みの主体となる方々と手を携える姿勢を持ち、職員自らが率先して取り組むことで、民間や地域の気運を高めること。

ウ 各施策群同士での連携を徹底し、持続的な好循環を生み出すよう努めること。

エ 目標を着実に達成するため、5W1Hを明確にした具体的な執行計画を立て、適宜適切な進行管理に努めること。さらにPDCAをきめ細かく働かせながら、具体的な政策効果の発現を目指すこと。

(2) 南海トラフ地震対策関連事業

ア 南海トラフ地震対策関連予算については、第2期南海トラフ地震対策行動計画に掲げた27年度末の目標達成に向け、命を守る対策と助かった命をつなぐための応急対策にさらに全力で取り組み、県民の皆様の安全・安心が日々向上することを目指すこと。

イ 南海トラフ地震対策は、危機管理部だけでなく全庁各部局に関係する取り組みであることから、各部局において、主体的な取り組みを進めていくこと。

ウ 市町村や関係団体との情報交換及び連携を徹底し、取り組みの効果が最大限に発揮できるよう努めること。

(3) 中山間対策関連事業

ア 中山間対策は県の施策全般にかかわる横断的な取り組みであることから、各部局が常に主体的に取り組む姿勢を徹底すること。

イ 中山間対策関連事業については、各事業の効果を高め、中山間対策の抜本強化を推進するため、中山間総合対策本部を中心として、関係部局と十分に連携しながら執行すること。

(4) 少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大関連事業

- ア 少子化対策と女性の活躍の場の拡大は県の施策全般にかかわる横断的な取り組みであることから、各部局が常に主体的に取り組む姿勢を徹底すること。
- イ 関連する事業については、各事業の効果を高め、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大を推進するため、関係部局と十分に連携しながら執行すること。

(5) 状況の変化への対応

- ア 当初予算時に想定していた状況に変化が生じて大幅な増減が見込まれる場合などは、遅滞なく財政課と協議すること。
- イ 年間総合予算として編成したことを踏まえ、補正予算での計上がルール化しているものや重要性・緊急性が極めて高いもの以外の一般行政経費に対する新たな行政需要は、当初予算の執行を工夫するなど各部局で責任を持って対応すること。

(6) 事業別の執行計画の策定

- ア 各部局の予算調整責任者を中心に、事業別の執行計画を作成して進行管理に努め、県民の視点に基づき、波及効果を意識した企画立案と具体的な成果を県民の皆様に実感していただく、アウトカムを重視したP D C Aサイクルを徹底すること。
- イ 人事異動や予算見積りの段階からの内容の見直しなどで執行が遅れるケースが多く見受けられるので、円滑な執行に留意すること。

(7) 予算の適正な執行

- ア 職員一人ひとりがコンプライアンスを徹底し、公益性、費用対効果及び説明責任に留意したうえで、公平・公正な予算の執行に心掛けること。
- イ 特に委託事業については、漫然と事業を委託するのではなく、意図する成果を常に意識し、節目節目に確認するなど、組織として十分な進捗管理に努めること。
- ウ 県経済の下支えの継続とともに、南海トラフ地震対策のさらなる加速化に対応するため、普通建設事業のみならず早期の執行が可能な事業については、速やかな執行に努めること。
- エ 決算特別委員会や監査（包括外部監査人によるものを含む。）による審査結果等を踏まえた適正な執行に留意すること。

2 財源の積極的な確保

(1) 収入未済金の縮減等

- 県税などの収入未済金の縮減に向けた積極的な取り組みに加えて、未利用地等の計画的な売却や広告収入の確保に努め、なお一層の歳入の確保を図ること。

(2) 国庫補助金等

ア 国庫補助金等を財源とする事業については、原則、国の交付決定後に執行することとするが、これにより難しい場合は、国と緊密に連携を図り財源の見通しを確認したうえで執行すること。

イ 国庫補助金等の交付決定の事務に遅れが目立つものは、国に早期の対応を要請するなどの適切な措置を講ずること。

ウ 当該歳出予算の支出時期を見極めたうえで、早期の収入を図ること。

3 その他の注意点

(1) 国への対応

国の政策に本県の実情に応じた制度や施策を反映させるとともに、県財政に多大な影響を及ぼすことが予想される国の制度改正に留意する必要があることから、東京事務所及び各部局の予算調整責任者を中心に、積極的な情報の収集と全庁での共有に努めること。また、地方の財源確保に向けた提案の強化を図ること。

(2) 広報広聴の徹底

ア 官民協働と市町村との連携協調を進めていくためにも、県民の皆様十分に理解してもらったうえで事業を進める必要があることから、説明責任を意識した、適時・適切かつ戦略的な広報に努めること。

イ 「対話」の姿勢を持って県民の皆様の中に積極的に入るよう心掛け、地域の実情をしっかりと把握したうえで政策に生かすこと。

(3) 公社等の予算

ア 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する公社等の予算も、この方針に準じた適正な予算執行に努めること。また、公社等外郭団体の改革の基本的な方向に沿った見直しが図られるよう、所管課において指導を徹底すること。

イ 企業会計の予算も、この方針に準じて適切に執行すること。

27 高財政第 14 号
平成 27 年 4 月 13 日

各 課 長
教 育 長
議会・各委事務局長 様
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

財 政 課 長

平成 27 年度予算の執行等について（通知）

このことについては、「平成 27 年度予算の執行方針について」（平成 27 年 4 月 13 日付け副知事通知）によるほか、下記の事項に注意したうえで予算を執行するすべての職員に周知してください。

記

- 1 歳出予算は、事業効果を最大に発揮させることができるよう、事業の早期執行に努めること。
- 2 普通建設事業費の執行については、今後の国の動向を充分に見極めたうえで、指示をすることもあるので留意すること。
- 3 予算執行時に、事業の執行停止や内容の変更、あるいは新たな予算措置や後年度の財政負担を必要とすることが想定される場合には、事前に財政課に協議すること。
- 4 事故繰越は、新たな財源措置が必要となる場合があるため、繰越事業の進管理には細心の注意を払い、中間検査等の段階から適切な措置を講じること。
- 5 国庫補助金等が減額された場合は、原則、減額後の国庫補助金等見合いの事業執行とするため、事後に補助事業者等が混乱しないよう事前の説明を徹底すること。なお、国庫補助金等が減額されることがわかった場合は、速やかに財政課に報告すること。
- 6 特定財源を充当する歳出予算は、その財源の収入後に支出するという原則を徹底すること。
- 7 事業の執行にあたっては、決算特別委員会や監査（包括外部監査人によるものを含む。）による指摘事項等をなお確認のうえ、関係法令、規則等を遵守し、計画的かつ効果的な執行に努めること。
- 8 委託料や補助金等で、やむを得ず概算払を必要とするものは、支払いを少なくとも年 4 回以上に分割し、支払のつど委託先等の資金需要を見極め、過大な概算払とならないよう努めること。

なお、1 回の支払い額が 500 万円以上のものについては、支出時に財政課担当の確認を要するものとする。